木造空家住宅除却補助金の対象チェック表

①

いいえ。

**対象の建物は、昭和５６年５月３１日までに建てられた住宅であり、現在空き家となっていますか。**

以下の項目をすべてみたしていますか。

□　対象建物を３年以上所有している所有者・または相続人である。

□　耐震診断を実施し、耐震性がないことが確認済みである(総合評点1.0未満)、または明らかに耐震性がない・老朽化していることがわかる。

□　建物の階数は３階以下である。

□　在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によって建てられている。

□　外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合２メートル以内、２階建て以上の場合は４メートル以内に建てられている

□　固定資産税を完納している

除却補助金の対象外です。除却だけでなく、耐震化や売却もご検討ください。

②

③

補助金の申請が可能と考えられます。詳細や手続き、その他疑問点等については、下記までご連絡ください

明和町役場生活環境課　住宅政策係　TEL：0596-52-7117

　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：0596-52-7137

はい。